



平成 27 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 株式会社 ビジネス・ブレイクスルー  
代表者名 代表取締役社長 大前 研一  
(コード番号 2464 東証マザーズ)  
問合せ先 代表取締役副社長 伊藤 泰史  
(TEL. 03-5860-5530)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 25 日開催予定の第 17 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款の変更理由

- (1) 事業内容の多様化に対応するため、第 2 条（目的）に事業目的を追加するものであります。
- (2) 取締役及び監査役として適切な人材の招聘を可能とし、また期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第 426 条 1 項に基づき、取締役会決議によって、取締役及び監査役の責任を法令の範囲で免除できる旨の規定（変更案第 28 条第 1 項、第 36 条第 1 項）を新設するものであります。また、同様の理由により、会社法第 427 条第 1 項に基づき、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）及び監査役との間で、責任限定契約を締結できる旨の規定（変更案第 2 項、第 36 条 2 項）を新設するものであります。  
なお、定款第 28 条（取締役の責任免除）の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。
- (3) 上記条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

#### 2. 定款の変更内容

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第 1 条 (条文省略)	第 1 条 (現行どおり)
(目的)	(目的)
第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第 2 条 (現行どおり)
1～23 (条文省略)	1～23 (現行どおり)
(新 設)	<u>24. 教育・保育に関する事業</u>
24～25 (条文省略)	25～26 (現行どおり)

現行定款	変更案
<p>第3条～第27条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第3条～第27条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p><u>第28条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>2. <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
<p>第28条～第34条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第29条～第35条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p><u>第36条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>2. <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
<p>第35条～第42条 (条文省略)</p>	<p>第37条～第44条 (現行どおり)</p>

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日

平成 27 年 6 月 25 日（木曜日）

定款変更の効力発生日

平成 27 年 6 月 25 日（木曜日）

以 上